

平成 21 年 6 月 29 日

場所指定の分類について（案）

（社）全日本釣り団体協議会

（財）日本釣振興会大阪府支部

A) 渡船利用地域（釣りマニア向け）

場所利用にあたってはあらかじめ利用届けを提出する

利用届けは釣り船業協同組合等の誓約書等を添付して承認を得る

誓約書の内容は

利用者の安全管理（ライフジャケットの正しい着用確認）

遊漁船法にもとづく瀬渡し特約つき保険の加入確認

安全設備（階段、はしご、救命浮環、ロープ等）の点検、確認

天候等の緊急連絡及び対処法等の基準を明記する

もし利用者がごみを残した場合の清掃の役割分担

渡船利用者に対し、釣りをする行為が「自己責任」である。ライフジャケットを常に正しく着用する。ごみを放置しない。天候の急変等における避難の指示に従う等の利用にあたっての条件を明記した渡船契約書を交換し、周知徹底させるとともに、管理責任の分担を行う。

埋立地等の場合、工事エリア後背地など指定されたエリア以外に立ち入らない

単独での釣行は禁じ、同伴者を必要とする。

可能なかぎり渡船利用者の居場所、安全を確認するため頻繁に巡回を行う。

事故が発生した場合、速やかに通報が可能なように携帯電話等を用意することが望ましい。

B) 市民の多目的利用の可能な地域

市民が直接的に海に接触可能な場所や構造を検討する（安全柵等の従来の安全指標マニュアルでは実際に海と接触することが不可能であることに留意されたい）。このことと自己責任であることを基本とした本当の意味での親水という観念の確認の必要あり。

安全を考慮するために必要な施設の改良点を検討（安全柵、危険表示、救助はしご、救命浮環・ロープの設置等）する。

釣り可能エリアをわかりやすく表示する。

(安全やごみ、駐車場所等の管理等についての具体的手法に関しては別途に検討する)

それぞれの場所において、その場所の施設条件を勘案し一般市民が利用する際に守るべき事項(自己の責任確認、ライフジャケットの正しい着用、ゴミの持ち帰り、等)を確認できるよう明示し、利用にあたってこれを遵守するよう指導する。(例として、安全柵のない場所では、必ずライフジャケットを着用することを明示する必要がある)

必要に応じて巡回指導員を派遣し、あわせて安全設備を点検することも検討する。

利用にあたって、上記諸条件の周知(たて看板、報道による広報、近辺釣り具店等における広報)に積極的に協力する。

C) 緑地の多目的利用地域(釣りと散策等との住み分け指定を含む)

釣りと釣り以外の目的を持つ市民の安全を保持するための施設、構造の検討(現在工事中である地域の多目的緑地、釣り公園等建設計画等を含む)緑地管理規定の一部改定の検討等をお願いしたい。

D) 市民がすべて立ち入ることを禁じるのが望ましい地域

野鳥公園のごとき野生生物保護のため地域は完全に立ち入ることを禁じ、あらゆる機会を通じてこのことの周知徹底をはかる(罰則規定適用もやむなし)ことに協力する。

すでに海として(海域環境的に)の価値を失っており、親水地域として使用することが適切でないと判断される場所

工事中あるいは港湾施設として頻繁に利用されている場所。